

令和6年度第2回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会
(対面) 会議録

開催前	・委嘱式 ・委員及び事務局の紹介
議題	議題1 委員長・副委員長の選出 議題2 第10期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について（諮問） （市長挨拶） 議題3 第10期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の方向性について（意見聴取） 議題4 令和7年度地域包括支援センター運営方針等について（意見聴取） 議題5 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新等について（意見聴取・報告）
日時	令和7年1月31日（金）14時00分～15時15分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	鈴木 俊一、深澤 拓方、水沼 信之、下里 隆史、関 義弘、井上 明、丸山 泰、川戸 茂、水島 修一、鶴田 國夫、廣田 みつ子、青柳 雅之、加藤 潤一、大崎 逸朗 （事務局） 佐藤市長（途中退席）、福祉部長、高齢福祉課長、介護保険課長、高齢福祉課職員、介護保険課職員
会議の公開・非公開	公開
傍聴人数	0人
非公開の理由	

（開催前）

事務局

皆様 こんにちは。本日はお忙しい中、令和6年度第2回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、本計画推進委員会の委員にご就任いただきまして、重ねてお礼申し上げます。進行を務めさせていただきます、高齢福祉課長の松尾です。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、今年度2回目の茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会ですが、昨年11月21日から委嘱された新たな委員の皆様による初めての会議となります。

また、14名の新委員の皆様におかれましては、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則第3条第2項により、令和6年11月21日から令和9年11月20日までの3年間の任期となります。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に先立ち、市長より委嘱状を交付させていただきます。

配付させていただきました資料1の委員名簿がございますので、この委員名簿の番号順にお名前をお呼びしますので、その場でご起立いただき、自席にて委嘱状をお受け取りくださいますようお願いいたします。

それでは、鈴木俊一委員、深澤拓方委員、水沼信之委員、下里隆史委員、関義弘委員、井上明委員、丸山泰委員、川戸茂委員、水島修一委員、鶴田國夫委員、廣田みつ子委員、青柳雅之委員、加藤潤一委員、大崎逸朗委員。

ありがとうございます。それでは、委嘱状を交付させていただいた順番に、委員の皆様から一言ご挨拶をお願いいたします。

なお、発言の際は、お手元マイクをONにしてから発言をお願いいたします。発言が終わりましたらOFFにしてくださいますようお願いいたします。

(各委員の挨拶)

事務局

続きまして、事務局（福祉部長、高齢福祉課長、介護保険課長）の紹介を行います。

(事務局の挨拶)

事務局

介護保険課保険料担当、認定担当、及び高齢福祉課いきいき推進担当、相談支援担当の職員が同席しておりますが、それぞれの紹介は割愛させていただきます。

以上で、委嘱式及び新たな委員の皆様、事務局の紹介を終了いたします。

事務局

それでは、令和6年度第2回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の前に本日の資料を確認いたします。

次第、資料1、資料3、参考資料、資料4、資料5-1、5-1①位置図、5-1②平面図1、5-1②平面図2、5-2。皆様、資料の過不足はありませんか。

さて、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則第5条の規定では、会議は委員長が招集し、議長を務めることとなっておりますが、委員長が決定するまでの間、谷久保福祉部長を議長とし議事を進行させていただきます。よろしくようお願いいたします。

事務局

福祉部長の谷久保です。本会議の議事の関係により、本日の議題2の「第10期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について（諮問）」まで、議事進行を務めさせていただきます。

それでは、これより令和6年度第2回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を開催いたします。

また、この委員会は、茅ヶ崎市自治基本条例第14条第3号の規定により原則公開としているため、本日の委員会について公開といたします。公開の場合

については、会議を傍聴することができることとなっています。事務局より傍聴の報告をお願いします。

事務局

本日、傍聴の方はいません。

事務局

なお、委員会終了後、委員会での議事の内容を議事録にまとめ、市ホームページに公開することとなっております。公開の前に、委員長と委員1名に確認をさせていただきますが、委員の確認は資料1の委員名簿の順番にお願いしております。

そのため令和6年度第2回委員名簿、第2回茅ヶ崎市高齢者福祉計画介護保険事業計画推進委員会の議事録の確認は、鈴木俊一委員にお願いいたします。

議題1 委員長・副委員長の選出について【資料1】（説明：福祉部 谷久保部長）

事務局

それでは議題に入ります。議題1「委員長・副委員長の選出」（資料1）です。

委員長、副委員長につきましては、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則第4条第1項により、「委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。」ことになっていますが、今期についてどなたかご推薦いただけますか。

加藤委員

事務局としては、委員長・副委員長は誰が良いと思いますか。

事務局

事務局といたしましては、昨期は学識経験者を有するものである委員を委員長としましたが、今期も大崎委員はいかがでしょうか。

委員

異議なし

事務局

続きまして、副委員長については、茅ヶ崎市老人クラブ連合会から推薦をいただいている、鶴田委員はいかがでしょうか。

委員

異議なし

事務局

ありがとうございます。副委員長は鶴田委員を選出したいと思います。それでは委員長と副委員長より一言ずつ、ご挨拶の方よろしくをお願いいたします。

(大崎委員長、鶴田副委員長の挨拶)

**議題2 第10期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
(諮問) (説明：福祉部 谷久保部長)**

事務局

続きまして、議題2「第10期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について(諮問)」について、諮問をさせていただきます。

(諮問)

ただいま、諮問させていただきました。

これは、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画委員会規則第2条の「委員会は、茅ヶ崎市高齢者福祉計画及び茅ヶ崎市介護保険事業計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。」という規定に基づくもので、諮問に対する答申を提出いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

ここで、市長より、ご挨拶をさせていただきます。

(佐藤市長挨拶)

事務局

ありがとうございました。市長は、公務の都合により、ここで退席とさせていただきます。

(市長退席)

事務局

それでは、ここからの議題につきまして、大崎委員長より、議事の進行をお願いしたいと思います。委員長の席へ移動をお願いいたします。

大崎委員長

それでは、引き続き議題に沿って議事を進めていきます。

議題3「第10期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険計画策定の方向性について(意見聴取)」に移ります。事務局より説明願います。

議題3 第10期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の方向性について(意見聴取)【資料1、参考資料】(説明：高齢福祉課 須藤課長補佐)

事務局

議題3「第10期茅ヶ崎市高齢者福祉計画介護保険事業計画策定の方向性について」ご説明をさせていただきます。

資料3をご覧ください。この高齢者福祉計画介護保険事業計画は、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定し、神奈川県「かながわ高齢者保健福祉計画」と連携しているもので

す。

次の第10期計画の計画期間は表1のとおり、令和9年度から11年度までの3カ年となっています。なお、この表1のとおり、高齢者を取り巻く環境については今後さらに変化していく予測となっています。令和7年度には、いわゆる団塊の世代がすべて後期高齢者となり、さらに令和17年度には、その団塊の世代の方々が85歳に到達することになっています。

また、令和22年度においては、団塊ジュニアの世代がすべて65歳の高齢者に到達するということになり、現在の段階から、令和17年や22年を見据えた中、中長期的な見通しを持った計画づくりが必要と考えているところです。

次に項番2、現行計画（第9期計画）についてです。現行の第9期計画では、変化の激しい令和7年度以降の社会情勢への対応と、その先の令和17年には、団塊の世代が要介護認定率や介護給付費が急増する85歳に到達することなどを見据え、誰かが担うのではなく、誰もが担う地域づくりの視点に立って、地域包括ケアシステムの深化推進に継続して取り組んでいます。

項番3、第10期計画策定の方向性（1）策定の進め方についてです。

第10期計画の策定にあたっては、国の高齢社会対策大綱及び仮称茅ヶ崎市実施計画2030の策定方針等を踏まえるとともに、第9期計画の評価検証を行いながら、アンケート調査を令和7年度に実施した上で進めていきたいと考えています。

表2については、ただいま申し上げた内容を図にしたものとなります。

国の高齢社会対策大綱につきましては、次のページに参考として概要を載せています。

本日は時間の都合もありますので、詳しい説明は割愛させていただきますが、概略のみご説明させていただきますと、高齢社会対策基本法に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として定められ、概ね5年ごとに見直しされ、現在のものは令和6年9月13日に定められたものとなっています。

続いて、3ページ（2）第9期計画の評価課題の把握について、本計画は年度ごとに事業の進捗状況等を管理し、各事業の進捗状況の確認と評価を実施しています。それぞれの事業の評価等をもとに、課題等を把握し、次期計画の策定につなげていきます。なお、評価にあたっては、年度ごとに行い、最終年度終了後に3年間の総合的な総括評価を行う予定となっています。

基本的には、6つの基本方針ごとに各指標の実績値を横目に参照しながら、良い点や課題となっている点を把握した上で、年度の評価をまとめて、次年度以降につなげていく想定をしています。第10期計画の策定にあたっては、令和6年度令和7年度の評価と、これからご説明させていただくアンケートの結果を踏まえて策定作業を進めていきます。

続きまして（3）第10期計画策定に係るアンケート調査の方向性についてです。本アンケート調査は、主に高齢者を調査対象としまして、高齢者の状態や介護保険サービスや高齢者福祉サービスの利用状況、或いは利用の意向、サービスに対する要望や課題などを把握するとともに、高齢者の介護予防、健康づくり、日常生活、生きがいづくりなどを調査し、第10期計画策定の基礎資料とするものです。なお、アンケート調査項目については、現行の第9期計画策定時のアンケートをベースに設定しようと考えています。

また、第9期計画策定時には表3のとおり、合計8,000名に対して4つのアンケートを行い、次回のアンケートにつきましても同程度の人数を想定しているところです。

4ページ(4)認知症施策推進計画についてです。令和6年1月に、共生社会実現を推進するための認知症基本法が施行され、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会を実現するための取り組みが進められています。認知症基本法では、市町村が、市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされており、市町村は、地域の実情や特性に即した多様な取り組みを実施する必要があることから、第10期計画の策定にあたっては、認知症施策推進計画を兼ねることを検討していきます。

最後に、項番4今後のスケジュールについてです。令和7年度につきましては、計画策定支援業務委託事業者の選定を市の方で行い、9月にはアンケートの案を作成いたします。こちらのアンケートの案、それから評価の結果等につきまして、9月ごろに第1回の推進委員会を開催し、お諮りする予定です。11月から12月まで、アンケートを実施し、年明けの1月から2月にかけてアンケートの結果を取りまとめ、結果報告書の案を作成し、3月に第2回の推進委員会にお諮りした上で、アンケートの結果報告書を公表させていただくスケジュール等を想定しています。令和8年度につきましては、第10期計画の素案を作成することと、それからパブリックコメントを経て、第10期計画の策定に至るというスケジュールを想定しているところですが、推進委員会の開催時期及び開催回数については、現在未定となっておりますので、また追って報告をさせていただきます。

議題3のご説明は以上です。

大崎委員長

事務局より説明がありました、議題3につきまして、ご意見やご質問等がありますか。

川戸委員

65歳以上の高齢者を対象としたアンケートとしているが、高齢社会対策大綱に記載している、「年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備」や「多世代による社会参加活動の促進」とある。若い世代など高齢者でない方々の考え方はどうなのか、その方々にもアンケートが必要だと考えるが、その方々に対しての意見についてはどのように把握されるのか。

事務局

若い世代など高齢者でない方々が、本市の高齢者施策に対してどのように考えているのか、パブリックコメントで世代を超えて広く意見聴取を行っていきたいと考えております。

川戸委員

最終段階で行うパブリックコメントではなく、相当早い段階で把握するということも視野に入れていただけたほうがいいと思う(意見)。

水沼委員

アンケートに答えられない対象者（高齢者）がいる場合はどうするのか。

事務局

アンケートの対象者（高齢者）がいる場合は、前回のアンケート調査でも代筆という形で回答できるように設けておりましたが、対象者（高齢者）当事者からだけでなく、そのご家族からの意見も大事だと認識しています。従いまして、次回アンケートの中身の検討を進めるにあたって、ご家族の方がどのような支援が必要だと感じているのか、どのように考えているのかというところも、引き続き聴取できるような形で検討したいと考えています。

丸山委員

前回の令和4年度に実施したアンケートの回答率はどのくらいだったのか。

事務局

4つのアンケートをそれぞれ実施し、「一般高齢者個別調査」の回答率は77.7%、要介護・要支援認定者個別調査（在宅）の回答率は59.8%、要介護・要支援認定者個別調査（施設）の回答率は51.4%、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の回答率は79.7%でした。4つのアンケートの平均回答率は概ね67%の回答率となり、比較的高い回答率となっています。

丸山委員

無作為抽出でこれだけ限られた対象者人数のなか、回答率が6割を超えているということだが、このアンケートの結果が、地域全体、茅ヶ崎市全体の高齢者の意見が反映されているものなのか。また、もう少し回答率を上げるために、何らかの方策で高齢者本人に聴き取りをするなど調査方法を検討されてはどうか。

事務局

いかに多くの方から、1つでも多くの意見を頂戴し、計画に反映していくことが大事だと思っています。具体的な手法については、今この場でお示しすることは難しいですが、丸山委員がおっしゃるように、1つでも多くの回答をしてもらえるような工夫は必要と考えています。

下里委員

（回答した方のうち）男女比率はどのくらいだったのか。

事務局

男女比までは、今、手元にデータがありません。

（※審議会終了後確認；「一般高齢者個別調査」は、男性46.0%、女性53.3%、（無回答0.7%）、「要介護・要支援認定者個別調査（在宅）」は、男性34.8%、女性61.9%、（無回答3.3%）、「要介護・要支援認定者個別調査（施設）」は、男性25.7%、女性74.3%、（無回答0%）「介

「護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、男性44.1%、女性53.5%、（無回答2.4%）でした。）

鈴木委員

具体的なアンケートの内容等については、今後の推進委員会で諮られるのか。

事務局

具体的なアンケートの内容については、（令和7年9月開催予定の）第1回の推進委員会にてご意見を頂戴できればと考えています。

大崎委員長

続いて、議題4 令和7年度地域包括支援センター運営方針等について（意見聴取）について、事務局より説明願います。

議題4 令和7年度地域包括支援センター運営方針等について（意見聴取）

【資料4】（説明：高齢福祉課 本多課長補佐）

事務局

本日、はじめての委員の方もいますので、まず始めにこの委員会は「地域包括支援センター運営協議会」も兼ねています。議題4について説明させていただきます。資料4は、「令和7年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針及び包括的支援事業の実施方針（案）」となります。大きく変更になった2点について、ご説明いたします。

1点目は、資料の2ページの職員の配置についての④が追記となっています。このことにつきましては、令和6年3月末に介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を緩和することとなりました。具体的な内容が④に記載されているとおりで、この委員会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法による配置とすることができることとなりました。

2点目の変更点は、3ページの事業内容の④の生活支援体制整備事業についてです。国で示している重層的支援体制整備事業実施要綱の改正となり、生活支援体制整備事業実施要領も改正されたことに伴って変更するものです。資料2の変更内容については、国の生活支援体制整備事業実施要領に追加された目的の内容を抜粋した内容としています。

議題4のご説明は以上です。

大崎委員長

事務局より説明がありました、議題4につきまして、ご意見やご質問等がありますか。

加藤委員

2ページ（2）の④について、現在対象となっている地域包括支援センターはあるか。

事務局

現状は、三職種のいずれかが欠員となっている地域包括支援センターはありません。ただ、令和6年度は7月末まで1か所の地域包括支援センターが一職種欠員の状況となっていました。

丸山委員

3ページの「④生活支援体制整備事業」の文中の中から、カット（削除）する部分について、介護状態に至っていないが、在宅生活を送る何らかの支援を必要とする人は地域の中に多くの方々がいるが、そういう方々はどこが面倒を見るのか、あるいはどういう体制で補完していくのか。今までも、行政や地域包括支援センター、そして地域が一体となり、そのような方々をカバーして地域で生活できるように取り組んできた。これは介護事業所の方々も一緒だと思うが、地域包括支援センターが窓口でなくなるとどこが窓口となり、またそのような方々への支援はどのようにしていくのか教えてほしい。

事務局

介護状態には至っていない方の相談につきましては、地域包括支援センターの役割のひとつと認識しております。資料の2ページ、5事業内容の（1）「包括的支援事業」の①総合相談支援事業の中に、介護状態には至っていない方の相談も含まれております。また、3ページの④生活支援体制整備事業につきましては、この事業についての内容として示したものとなります。

加藤委員

資料4の方針に関して、カスタマーハラスメントの内容を盛り込んではどうか。

事務局

現状、ハラスメントに具体的な内容はこちらでは示してはいません。確かに最近カスタマーハラスメントと捉えられる相談が増加している傾向にあると感じています。実際、地域包括支援センターや介護事業所からも耳にしていますので、カスタマーハラスメントに関しての内容につきましては検討させていただきたいと思えます。

大崎委員長

続いて、議題5 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新等について（意見聴取・報告）について、事務局より説明願います。

議題5 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新等について（意見聴取・報告）【資料5-1、5-1①位置図、5-1②平面図1、5-1②平面図2、5-2】（説明：介護保険課 原口課長補佐）

事務局

始めに資料5-1についてご説明いたします。位置図及び平面図を2枚添付しておりますので、合わせてご確認ください。令和7年3月1日に開設予定

の、地域密着型通所介護「通所群青」の開設予定地、サービス内容等について掲載しております。こちらの、事業所の開設を申請している「湘南シニアサービス株式会社」は、既に市内で2か所の地域密着型通所介護を開設しています。利用者の心身機能の維持向上と、ご家族の負担緩和を目的として、食事などの日常生活、機能訓練やレクリエーションなどを行う小規模なデイサービス事業所になります。

事業所の開設地は位置図のとおり、矢畑となっており、建物については既存の建物を改修したものとなります。サービス提供時間は、9時00分から17時00分で定員は16名です。職員については管理者、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員が配置予定となっています。人員基準、設備基準等につきましては、事務局で確認をしております。利用料金につきましては、介護保険法に定められた介護報酬に基づくもので、その他費用は食事代等となります。災害対策、運営推進会議の構成員は記載のとおりです。

続きまして、資料5-2につきましてご説明いたします。前回の委員会以降に更新等がありました地域密着型サービスにつきましては「2」の指定事業所等一覧に記載があります1事業所・2サービスになります。

議題5のご説明は以上です。

大崎委員長

事務局より説明がありました、議題5につきまして、ご意見やご質問等がありますか。

井上委員

地域密着型だけに限らないというが、こういうサービスを受けることができるなど、様々な決められたことを審査するなかで、サービスを受けるだけでいいのか。要するに高齢者もサービスを受ける他に自分たちでもできること、サービスを受けるだけではなく、高齢者自らやってもらうことを含んで少し柔軟に考えてもらったらどうなのかなと思いますがいかがか。

事務局

今回の指定地域密着型サービス事業所は、一般的なデイサービスですが、デイサービスの中には、機能訓練にお仕事等を取り入れられ、簡単な農作業やあるいはボランティア的に作業をして、少し報酬をいただく。そのようなデイサービスもあります。これからは、ただ通ってそこでお過ごしいただくだけではなく、サービスの中に地域のボランティアを少し機能訓練の中に入れていくデイサービスが増えてくるのかなと思います。

事務局

また違った観点から高齢福祉課からも、井上委員のご意見に対して申し上げます。先ほど、議題の3において、高齢者福祉計画介護保険事業計画の策定の方向性をご説明させていただいたところですが、井上委員がおっしゃった視点については、今後、非常に重要な点となると考えています。

また、誰かが担うではなくて、誰もが担う地域づくりといった視点に立つことが重要であるという説明をさせていただきましたが、高齢者の方に無理なこと

をお願いするというのは難しいと認識をしていますが、行政として誰もが何かしら支える側に立つような、そういった地域づくりを進めていくべきであると思っています。第10期計画においてそのような考えのもとで、検討を始めていきたいと考えています。

加藤委員

資料5-1の事前協議について、何を協議するのか。

事務局

この地域密着型サービスの場合については、指定にあたって委員会の中で意見を聞くことが指定の要件となります。既に事務局としては指定の基準が満たしていることは確認済みですが、委員会の中で、気になることやご意見があれば頂戴し、事業者側に意見をお伝えさせていただくということになります。

加藤委員

事業所の写真があればイメージしやすいし、協議しやすいと思うがいかか。

事務局

事前協議の中で、写真までご提出はいただいておりますが、私たち事務局からも出せないため、図面や平面図、あるいは位置図をつけさせていただいております。

大崎委員長

では、議題は以上となります。そのほか事務局よりご連絡事項はありますか。

事務局

事務局から連絡事項が1点ございます。3月頃に推進委員会に係る資料を送付させていただく予定です。

また、今回の対面で行う推進委員会の開催は、令和7年度になります。スケジュールが決まり次第、委員の皆様へ書面でお知らせいたします。

大崎委員長

今回は資料送付ということだが、どのような議題があるか。

事務局

主に、基幹型地域包括支援センター計画や、指定地域密着型サービス事業者等の指定更新等について、4、5点ほど議題を予定しています。

大崎委員長

分かりました。ほかにご質問等がなければこれで令和6年度第2回推進委員会を終了いたします。鶴田副委員長から閉会のご挨拶をお願いいたします。

鶴田副委員長

(閉会の挨拶)